

# 調 理 師 業 務 従 事 者 届

令和 4 年 12 月 31 日現在

ふりがな			性別	男・女	年齢	歳
氏 名						
住 所	〒					
電話番号	(            )            -					
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名			登録番号	第            号	
	登 録 年 月 日			昭和	年	月 日
業務に従事する 場 所	施 設 区 分	1. 寄 宿 舎		7. 矯正施設		
		2. 学 校		8. 飲食店営業		
	3. 病 院		9. 魚介類販売業			
	4. 事業所		10. そうざい製造業			
5. 社会福祉施設		11. 複合型そうざい製造業				
6. 介護老人保健施設		12. その他 (            )				
所 在 地	〒	神奈川県	市	区		
			郡	町・村		
電 話 番 号	(            )            -					
名 称						
備 考	※ この届出で得られた情報は、神奈川県及び神奈川県が委託して実施する調理師の資質向上を目的とした研修等のご案内に使用します。 <b>案内を希望しない場合は、チェック<input checked="" type="checkbox"/>をしてください。 <input type="checkbox"/> 研修等のご案内を希望しません。</b>					

- (注意) 1 該当する文字又は数字を○で囲んでください。  
 2 飲食店営業の許可施設であっても、給食施設の場合は、1～7又は12に○をつけてください。  
 3 業務に従事する場所の施設区分は、次を参考にしてください。

1. 寄 宿 舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
2. 学 校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3. 病 院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(20人以上入院させる施設)の患者給食
4. 事業所	会社、工場、事業所、官公署等の従業員給食
5. 社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設(保育所、乳児院等)、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6. 介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
7. 矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所
8. 飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設(喫茶店営業を除く。)
9. 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類(冷凍したものを含む。)を販売する営業施設
10. そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業施設
11. 複合型そうざい製造業	そうざい製造業に併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12. その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等